中濃消防組合からの大切なお知らせです

取り付けていますか？

住宅用火災警報器

大切な家族の暮らしや命を見守る火災警報器。
消防法の改正により、**設置が義務付けられている**んだ。
取り付けていないと、とっても危険だよ！

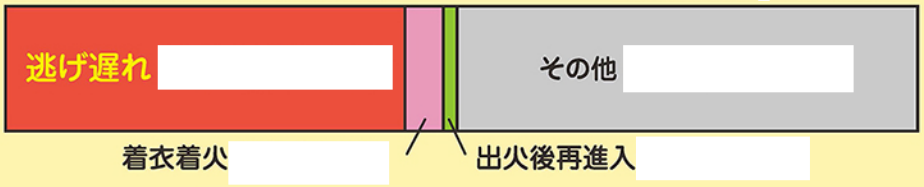


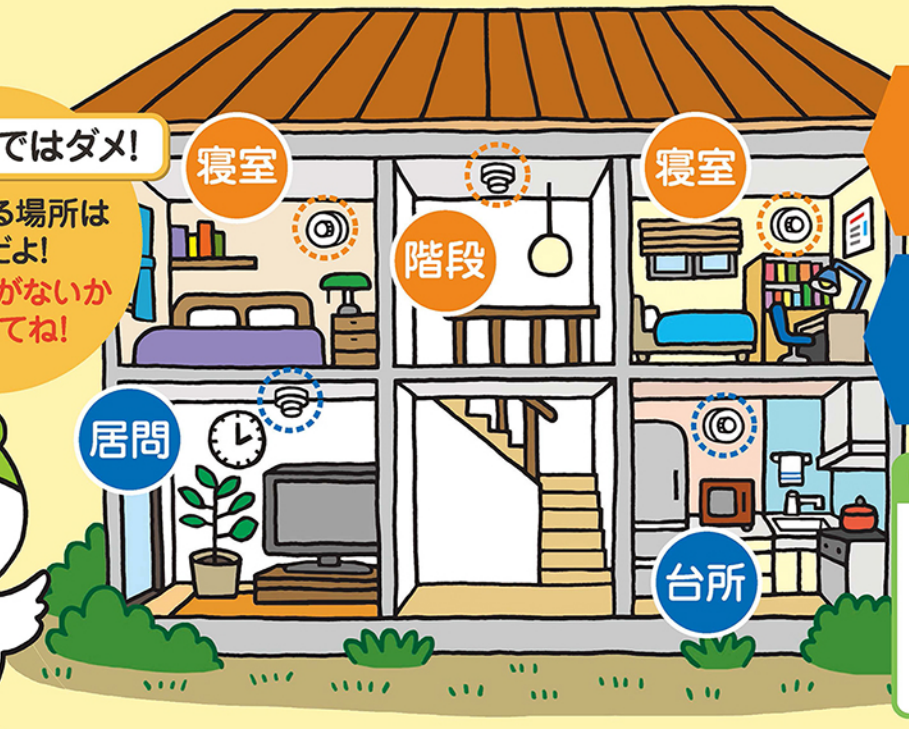
なんと！ **住宅火災による死者のおよそ半数が逃げ遅れ！**





住宅火災死者数　　（令和　年中）令和　年度消防白書より





一家に1個ではダメ！

取り付ける場所はここだよ！
付け忘れがないか確認してね！



取り付けが義務付けられている所
（寝室・階段）

取り付けをおすすめする所
（台所・全ての居室）

中濃消防組合のウェブサイト



www.chunou-119.jp　中濃消防　検索

「どうしたらよいか分からない･･･」そんな時はご相談ください

中濃消防組合

消防本部 予防課
TEL.（0575）23-9008
関消防署 予防係
TEL.（0575）23-9056
西分署
TEL.（0575）27-0119

美濃消防署
TEL.（0575）33-0119
洞戸出張所
TEL.（0581）58-8119
板取川出張所
TEL.（0581）57-2014

武芸川出張所
TEL.（0575）46-2289
武儀出張所
TEL.（0575）40-0119
津保川出張所
TEL.（0575）47-2173